

推進地区まちづくり計画決定地区内における開発事業の手続の特例
に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八潮市みんなでつくる美しいまちづくり条例（以下「条例」という。）第85条第1項及び第2項の手続の特例に関する必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、条例の例による。

(開発事業事前協議書の提出等)

第3条 開発事業者は、推進地区まちづくり計画決定地区内において、開発事業を行おうとするときは、条例第66条第1項の規定による開発基本計画を届出した後、開発事業事前協議書（八潮市みんなでつくる美しいまちづくり条例施行規則（以下「規則」という。）様式第57号）を市長に提出することができる。

2 前項の規定により開発事業事前協議書を提出しようとするときは、規則別表第1に定める図書及びまちづくり計画に適合していることを説明した図書を添付しなければならない。

(開発事業の適合審査)

第4条 市長は、前条第1項の開発事業事前協議書が提出されたときは、その内容がまちづくり計画に明らかに適合していない事項がないかどうか審査するものとする。

2 前項の審査をするための基準は次の各号に掲げる基準とする。

(1) 条例第76条第1項第1号の別表第4に定める開発基準

(2) 推進地区まちづくり計画に定める開発事業に係る基準

(まちづくり計画の確認)

第5条 市長は、前条の規定による審査の結果、開発事業事前協議書がまちづくり計画に明らかに適合していない事項がないと認めるときはその旨を記載したまちづくり計画確認通知書（規則様式第84号）を、明らかに適合していない事項があると認めるときはその旨を記載したまちづくり計画不適合通知書（様式第1号）を開発事業者に交付するものとする。

(まちづくり計画確認通知書等の周知)

第6条 市長は、まちづくり計画確認通知書を交付したときは、速やかに

その旨を公告するとともに、当該通知書の写し及び提出された開発事業事前協議書の写しを当該公告の日の翌日から３０日間公衆の縦覧に供しなければならない。

- ２ 開発事業者は、まちづくり計画確認通知書を交付されたときは、まちづくり計画確認標識（様式第２号）を開発区域内の見やすい場所に設置し、開発事業が完了するまでの間、開発事業の内容を周知するものとする。

（開発事業の変更）

第７条 開発事業者は、提出された開発事業事前協議書の内容を変更するときは、まちづくり計画に適合するよう市長と協議するものとする。

（工事の完了）

第８条 開発事業者は、開発事業が完了したときは、開発事業工事完了届出書兼完了検査申出書（規則様式第７６号）を提出するものとする。

（工事の検査）

第９条 開発事業者は、開発事業に関する工事について、必要が生じた場合には、市長が行う中間検査又は完了検査を申し出ることができる。

- ２ 開発事業者は、中間検査を受けるに当たっては、中間検査申出書（規則様式第７８号）を、完了検査を受けるに当たっては、開発事業工事完了届出書兼完了検査申出書（規則様式第７６号）を市長に提出するものとする。

- ３ 市長は、中間検査により当該工事がまちづくり計画確認通知書の内容に適合していると認めるときは、中間検査適合通知書（規則様式第７９号）を、完了検査により当該工事がまちづくり計画確認通知書の内容に適合していると認めるときは、完了検査適合通知書（規則様式第８０号）を当該開発事業者に交付するものとする。

（公共・公益施設の管理及び帰属）

第１０条 開発事業者は、公共・公益施設を市へ帰属する場合は、公共・公益施設採納申込書（規則様式第８２号）及び公共・公益用地採納申込書（規則様式第８３号）により、市長へ申し込むものとする。

附 則

この要綱は、八潮南部東まちづくり推進地区まちづくり計画が告示された日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年１１月１日から施行する。